

植民地時代台湾の農業政策と経済発展

黄 登忠*・朝元 照雄

はじめに

1894～1895年の日清戦争（甲午戦争）で、日本は勝利を収めた。清朝は李鴻章を全権大臣として日本に派遣し、総理大臣の伊藤博文と交渉して、1895年4月17日に下関の春帆楼で日清戦争講和条約（下関条約）を締結した。条約によって、清朝は台湾と澎湖列島を日本に譲与し、賠償金として白銀2億両などを支払うことになった。その後、清朝は李鴻章の息子・李経芳を全権代表として派遣し、同年6月2日に台湾東北の三貂湾の海上で、日本の初代台湾総督・海軍大将の樺山資紀と会談を行った。両氏は引継ぎの公文書に署名し、それによって台湾は日本に割譲された。

当時、台湾の農業は稲作を中心とする小規模零細経営であったが、植民地支配のもとで農業は資本主義発展の道を歩むようになった¹⁾。しかし、この農業発展の過程は日本本土の食糧の需要にあわせる事が前提であった。

本論は植民地時代の台湾農業の特徴を4つの時期に分けて分析する（第I節～第IV節）。そして、「米糖相剋」問題の形成原因を説明し、この時代農政の沿革についても観察する（第V節と第VI節）。

I. 現状認識と整頓の時期（第1期）

1895年から1945年の植民地時代50年の台湾農業を4つの時期に分けることができる²⁾。

1895～1909年の15年間はこの第1期（現状認識と整頓の時期）である。植民地初期において、台湾人民による植民地統治への反抗が各地で展開された。植民地政府当局は鎮圧と治安整頓に翻弄され、約10年間で秩序の回復が見られるようになった³⁾。

1900年に台湾民政長官の後藤新平は岡松参太郎（京都帝大教授）を招き、翌年（1901年）に台湾旧慣調査会を発足させた。後に、織田萬（京都帝大教授）を調査会のメンバーに加えた⁴⁾。1905年に土地調査が完了され、土地制度の改革の基礎を持つようになった⁵⁾。それに、度量衡の計量制度の統一化、1911年の貨幣制度の改革の完成などが実施されるようになった。その基盤のもとに、農産物の商品化への推進が出来るようになり、余剰米の日本本土への移出条件を備えるようになった。

当時の台湾総督・児玉源太郎の1901年の植民地政策に関する講演からも伺うことができる。氏は「現在本島の産出物のなかで米が第一位であり、広い水田に恵まれた気候風土条件をもつが、水利が建設されず、収穫量は多くなく、品質も悪い」、「水利を建設し、耕作技術を改善して、その生産量を3倍に増やすことは難しいことではない。そうすると、島内人民の一日三食の供給ができ、しかも海外に輸出する余剰が生じてきて、本島の最大な貿易品に成長することができる」と明言した⁶⁾。

ついに、同年（1901年）に「公共埤圳規則」を制定し、公共の用水路に管理と監督を行った。1904年に「移出米検査規則」を実施し、内地（日本本土）に移出（輸出）する食米に、品質検査を行うことにした。

制度的改革が一段落した後、この時期の後半（1907年前後）から具体策を実施するようになった。具体的に、1906年から在来米に品種改良、1907年から政府の予算（僅か22万円）を建て、用水路建設を行った。続いて、1908年に用水路制度を設け、総予算3千万円による16年間にわたる大型計画（後には変更があった）を建てた。植民地統治の10年後に、農業の積極的増産策を

採用した。その主な原因は次の3点によるものである。

①政治の安定。反抗勢力が鎮圧された後、各地の治安が次第に回復した⁷⁾。

②日露戦争（1904～07年）以降、経済的恐慌が発生し、本土の食糧不足による米価の高騰（1904年に白米が1日当たり0.1774円に上昇、1907年に0.2160円に上昇）、台湾米の供給が必要になった。それによって、日本本土の米の総輸入量のうち台湾米の占める比重は、1908年の40.6%から1909年の57.4%に増えた。外債の負担が大きい当時の日本にとって、台湾米の移入は貿易収支の負担減少に大きな役割を果たした。

③台湾米の移出による財政収入が大幅と増加し、当局が米の増産に投資する財力を持つようになった。当時の土地税、専売収入、砂糖消費税などの歳入も大幅に増えた。経常歳入（決算値）のうち上記の3項目の収入比率が63.0%に達した⁸⁾。当時の「専売」は阿片（アヘン）、食塩、樟腦、煙草、度量衡計器とマッチが含まれていた⁹⁾。この専売の収入の急速な増加は意外な出来事である。

この時期の米の生産と移出（輸出）の状況は表1に示される。表から見られるように、植民地初期の10年間に米の作付面積は1倍半も増加、米の産出

表1 米の作付面積、産出量と輸出の推移（1900～1909年）

年・ 年度	作付面積 (1000㌦)	産出量 (1000トン)	輸出量 (1000トン)	輸出比率(%)	
				中国大陸	日本本土
1900	325.7	307.1	47.6	97.1	2.9
1901	353.4	438.0	38.5	62.9	37.1
1902	345.0	403.1	61.2	62.9	37.1
1903	394.9	525.3	84.7	18.3	81.7
1904	435.1	594.3	90.7	35.9	64.1
1905	447.4	622.0	101.9	11.7	88.1
1906	458.6	566.9	119.0	4.0	96.0
1907	471.6	644.6	87.6	3.1	96.9
1908	478.9	665.2	162.7	4.9	95.1
1909	479.0	661.4	153.5	1.9	98.1

(注) 1) 米の産出量と輸出量は玄米換算による。

2) 米の作付面積と産出量は暦年を基準とする。

3) 輸出量はに日本の米穀の年度を使用。すなわち、前年の11月1日から当年度の10月31日を基準にする。注2と注3は下記の表に適用する。

(出所) 台湾省政府糧食局編『台湾糧食統計要覧』1951年版。

量（玄米換算）は2倍以上も増加，移出量（輸出量）は3倍以上も増えた。1900年の米の総輸出量のうち中国大陸向けの輸出比率は97.1%であったが，それ以降に年ごとに減少した。逆に，1909年の日本本土向けの輸出比率は98.1%に増加するようになった。つまり，台湾の農業商品化の過程において，日本本土の経済の一環に組み込まれた経済構造が形成されたことを意味する。

II. 在来米の品種改良と米糖相剋の時期（第2期）

1909～24年の15年間はこの第2期（在来米の品種改良と米糖相剋の時期）である。この時期に，台湾農業の資本主義化の進展を見せるようになった。その結果，台湾の農業内部の生産部門間にアンバランスな発展を及ぼすことになった。

この時期の特徴は在来米の品種改良によって耕地単位面積当たりの産出量が増え，水利の開発によって米の作付面積が増加するようになった¹⁰⁾。米の商品化進展の結果，「米糖相剋」問題を引き起こすようになり，政治的に論議されるようになった。なお，米糖相剋は第V節で詳しく述べることにする。

前の時期の後半で実施された在来米の品種改良は，この時期に規模の拡大が見られた。最初に，耕地をいくつかの改良区に分けられ，地区内に品種が良く，産出量が多い，米粒がジャポニカ型米（日本米）に近い「限種品種」が選ばれた。全台湾の品種数の第1期作から181種，中間作から85種，第2期作から219種の合計485種が「限種品種」と指定された。全台湾の各地区の改良区内に「限種品種」が指定され，1農家世帯に3つの限種品種以内に決められ，その他の品種の作付変更を認めないと規定された。育種から穂抜きおよび選穂方式で品種を純化させ，「純系育種」と呼ばれた¹¹⁾。

上記の日本本土市場を目標とする農業政策は，台湾の農業を日本の食糧需給の一環に組み込まれるようになった。それは当局のコントロールを受けるようになり，日本米に近い品種に改良すると中国大陸の市場を失うことを意味するからである。したがって，推進の初期には反抗や摩擦が発生した。植民地政府は警察を動員し，採種，繁殖，稲種の分配から田植えまで強制的に作業を推進させた¹²⁾。

水利開発については、河川の修繕工事のほかに、桃園大圳の完成（1925年）、嘉南大圳の工事開始（1920年）などの水利建設は米の増産に大きく寄与した。病虫害の防止（1908年）、堆肥作成の奨励（1920年）、密植の奨励（1922年）など耕作技術の改善措置が実施された。

この時期の結果として、1924年と1909年を比べると米の作付面積は11%（47.9万ヘクタール→53.2万ヘクタール）も増加、産出量も66万トンから86万トンに増加し、30%の増産になった。米の輸出量は15万トンから26万トンに増加し、そのうちの99.9%は日本本土に輸出された（表2）。

米の生産の急速な発展は、サトウキビの作付面積の増加に直接的に影響を与えるようになった。ついに、「米糖相剋」問題を引き起こすようになった。殖産政策の一環として植民地政府は政府資金で計画的に糖業企業に補助を与え、「糖業奨励規則」の制定と新技術の推進を行った。日本人経営の製糖企業に、「原料採取区域」制度を設け、砂糖の原料であるサトウキビの供給を確保した。糖業企業が持つ9万ヘクタール以上の自社耕地、1万8千ヘクタールの租用地で合計面積が11万ヘクタール以上に達していた（1935年末）。それに、政府からは直接的に補助が与えられた¹³⁾。

他方、多くの台湾農民の家庭経営稲作については、植民地政府から改善・

表2 米の作付面積、産出量、輸出量と米価の推移（1909～1924年）

年・年度	作付面積 (1000畝)	産出量 (1000トン)	輸出量 (1000トン)	米 価 (元/100 ^キ ロ)
1909	479.0	661.4	153.5	5.30
1915	491.1	683.5	125.8	5.77
1916	471.7	664.2	111.4	6.87
1917	466.2	690.5	116.9	9.93
1918	483.3	661.7	155.5	15.02
1919	497.2	703.3	169.2	19.85
1920	500.2	691.8	103.3	16.62
1921	495.4	710.9	146.8	12.25
1922	511.2	777.8	107.2	12.18
1923	507.8	695.2	178.5	12.58
1924	531.5	868.1	262.4	15.38

(注) 表1に同じ。米価は在来米（玄米換算）の台北市の価格。

(出所) 表1に同じ。

普及のために投入する補助金は少なく、その多くは政府機構の行政指導措置に使うものであった。糖業企業の企業化の経営方式と比べると両者には大きな格差が存在していた。

1917～18年の連続二年間に、日本本土に米の不作になり、それによって、1918年に農民一揆が発生した。本土の米価は1916年から1919年の間に3.2倍も上昇し、海外から輸入した外米の数は1916年の37万トンから1918年の142万トンに増えた。その煽りを受けて台湾の米価も大きく影響を受け、同時期に2.9倍も上昇した（表2）。

日本本土の米不足により台湾米の供給が必要になり、同期間の台湾から日本本土に移出した米（準外米）は52%も増えた。この時期の高米価政策は農民に多くの収入を得ることができた。

このような現象は「米糖相剋」を拡大させ、米価が有利であれば稲作の耕地面積が増え、逆にサトウキビの作付面積が減り、糖業の経営政策が不利になる。他方、台湾米の日本本土への輸出は日本の農民の利益に影響を及ぼすようになる。当時の日本での米価は台湾の3倍で、高米価政策は生産コストの安い台湾の農民にとっては有利になっていた。

ついに、1919年1月18日に台湾総督府は「台湾米穀移出制限令」を公布し、台湾米の日本へ移出は台湾総督府の許可がない限り、輸出が認めないと規制した。総督府の制限令の理由は、「米価の持続的上昇が、下層民衆の生活に影響を及ぼすこと。それに、米の作付面積の増加は糖業などの産業に悪い影響を及ぼすこと」であった。この制限令の公布後に多くの不都合が発生した。たとえば、米の輸出は事前許可制度を採用しているため、輸出権益の譲与権利金の問題が発生した。投機家はペーパーカンパニーを設けて輸出権益を売買し、食米市場の複雑化と混乱化を引き起こした。ついに、翌年の1920年10月1日に当局は「台湾米穀移出制限令」を廃止し、米穀輸出の自由化を回復させた。

事実上、移出制限令期間の1919年の一年間に日本に移出した米は16万9千トンに達した。そのために、台湾内の食米の供給に大きな影響を及ぼすようになり、ついに、東南アジアから品質が悪い外米を輸入し、同年の輸入量は5万6千トンに達し、米の最高輸入量を記録した。1923年の関東大震災と米

の不作で米価の高騰を招き、1924年の台湾の輸出米はついに26万トンに達した。

台湾の在来米の日本への輸出は増えたが、「在来米」はインディ型米（インド米）であり、米粒が細長く、パサパサして、粘り気が無く、ジャポニカ型米（日本米）とは異なっていた。したがって、当時の日本の食米市場では歓迎された主流米ではなかった。

III. 蓬莱米の登場と台湾米・日本米相剋の時期（第3期）

この第3期（蓬莱米の登場と台湾米・日本米相剋の時期）は1925～39年の15年間で、「蓬莱米」の大量登場の時期である。

植民地時代初期の1905年に台湾総督府の農事試験所は、日本米の品種を移入、品種改良を行い、海拔800メートルの基隆郡金山万里村下大坪の高台地で試作し、耐風能力を試験していた。次第に試験範囲を拡大し、1911年に成果が得られた。同年の7月に優れた5つの品種を台北など6つの州庁の地方で試栽培を行ったが、中南部での成果が悪かった。台北州の七星山の周囲の高台地と溪谷部から竹子湖村、草山（陽明山）および五指山山麓地域に栽培されたが、作付面積が小さく、あまり知られていなかった。

1917年に上記の栽培試験所の中万里加投村に、炭鉱企業で働く日本人が来るようになった。彼らは現地に台湾産日本米（新品種米）があると知り、購入するようになった。新品種米の市場価格が在来米よりも2～3割高かった。このことは直ちに輸出商人に伝わり、台湾産新品種米は神戸に輸出され好評が得られた。

それによって、生産者の自信が高まり、新品種米の作付面積が大幅に増えた。1921年に200ヘクタール台に達し、1922年から政府の統計データに登場するようになった。この1922年の作付面積は414ヘクタールで、第1期作の1ヘクタール当たりの玄米産出量は2,517キロで、同期作の在来種の1,761キロよりも多く産出された。この年の新品種米（玄米）の総産出量は1,042トンである。

それ以降、作付地域は大屯山、七星山の山地・谷地から淡水、士林の平地

に拡大した後、直ちに台北州（現在の大台北地区）、新竹州、台中州を経て、全島に普及した(図1)。作付面積は2年後の1924年に59倍も増加し、24,323ヘクタールに達し、翌年（1925年）に68,696ヘクタールに増えた。

1926年4月に「大日本米穀大会」が台北で開催され、当時の台湾総督・伊澤多喜男はこの新品種米を「蓬萊米」と名づけた。この蓬萊米は農業技師・末永仁が数百種類にも及ぶ米の交配作業で、10年間かけて生み出したものである。末永の上司・磯永吉は蓬萊米の普及、米の作付け援助と指導に尽力したことで知られている。努力の甲斐があって、この銘柄米は後に日本の食米市場でも歓迎されるようになった。

1935年になると蓬萊米の作付面積は在来米の作付面積を超えるようになった。蓬萊米の単位作付面積の産出量は在来米のそれよりも多いため、蓬萊米の総産出量は一年前の1934年には在来米の総産出量を凌駕していた。1934年の米の総産出量のうち蓬萊米は47%、在来米は38%を占めるようになった(表3)。蓬萊米の出現によって米の商品化の地位を築き、日本本土への輸出の王座を占めるようになった。逆に、在来米は輸出米から島内に供給する自給的な地位に後退するようになった。

蓬萊米の普及によって作付面積と産出量の増加が見られ、1930年に嘉南大圳などの水利施設が相継いで完成され、この時期に米の産出量が最高記録(1938年)を収めた。米の輸出量も急速に増え続け、輸出米のうち蓬萊米は日本国内の「準内地米」になった。

作付面積の拡張後、島内の「米糖相剋」が高まり、日本本土の米の販路に影響するようになった。ついに、台湾米と日本米の相剋の新問題を引き起こすようになった。原価の安い蓬萊米の日本への輸出、それに朝鮮米の増産後の日本への輸出を加え、日本の食米市場に大きな影響を及ぼした。1930～33年に日本米の大豊作によって、米価の暴落を引き起こした。

ついに、植民地政府は「台湾米生産抑制政策」を採用することになった。1932年に「農地統制令」を公布し、台湾農民の米の減産を強制し、サトウキビに植え替えるように命令した。続く、1933年に「米穀統制法」を実施し、台湾米の日本への輸出を制限するようになった。1934年からは奨励金補助方式で稲作からのサトウキビへの転作を採用するようになった。そして、水利

表3 品種別米の産出量と輸出量の推移 (1921~1939年)

年・年度	作付面積 (1000畝)			産出量 (玄米・1000トン)			輸出量 (玄米・1000トン)			
	計	内 訳		計	内 訳		計	内 訳		
		蓬莱米	在来米		蓬莱米	在来米		蓬莱米	在来米	もち米
1921	495.4	0.2	408.1	710.9	-	613.3	146.8	-	-	-
1922	511.2	0.4	414.0	777.8	1.0	661.4	107.2	-	-	-
1923	507.8	2.4	410.8	695.2	5.6	591.1	178.5	-	-	-
1924	531.5	24.3	402.6	868.1	49.6	678.9	262.4	-	-	-
1925	550.8	68.7	358.6	920.5	141.8	611.1	354.8	157.6	116.9	80.3
1930	614.4	131.2	359.2	1052.9	258.0	619.4	317.1	152.9	50.1	114.1
1932	664.3	188.1	336.1	1278.5	420.4	632.6	476.9	315.7	48.7	112.5
1934	667.0	261.4	276.4	1298.4	612.3	499.5	721.5	549.6	50.2	121.7
1935	678.6	295.8	255.1	1303.2	642.3	459.5	641.8	507.5	22.6	111.7
1936	681.5	290.0	263.1	1365.5	662.7	500.2	684.0	518.8	15.8	149.4
1938	625.4	301.4	247.5	1402.4	753.8	515.6	696.9	587.6	21.4	87.9
1939	626.1	307.5	236.3	1307.4	685.2	474.0	586.6	434.1	24.8	127.7

(注) 表1に同じ。1934年は植民地時代の輸出最高値。1936年は米の作付面積の最高値。1938年は最高産出量の記録。

(出所) 表1に同じ。

開発を管理し、政府は水利開発事業を支援することがなくなり、民間による水利施設の新設・改修も禁止され、稲作の作付面積の拡大に制限を加えるようになった。

以上の経緯からは蓬莱米の登場、普及、発展から米糖相剋、台湾米・日本米の相剋、ついに植民地政府による台湾米の抑制になった過程を見ることが出来た。しかし政府の制限にもかかわらず、勤勉な台湾農民は作付面積を増え続けた。作付面積が最も多いときは1936年の68万ヘクタールに達し、産出量が最も多いときは1938年の140万トンの最高記録に達した(表3)。そして、輸出量は1934年の72万トンの最高値に達した後も60万トン台を維持し、年産出量の約半分を占めていた。

IV. 戦時食糧管理強化の時期 (第4期)

この時期は1939年から1945年の日本の敗戦までの約7年間である。この7

年間に台湾の食糧管理に大きな変化が発生した。第3時期の後半に日中戦争(1937年7月7日に発生)が勃発したが、膠着状態に入り、戦争が短期間に終わらない様相を呈してきた。日本本土の食糧供給を確保するために、台湾と朝鮮で産出される米を厳しく管理し、統一的に調達を行った。

ついに、1939年5月に「台湾米穀移出管理令」を公布した(表4)。台湾総督府は各年期作の生産原価などを参考、民間で産出した米穀を規定された価格で購入し、統一的に日本本土に輸出することを決め、民間からの輸出を認めないようにした。同年7月に総督府殖産局内に所属した米穀課を米穀局に昇格し、管理令の実施が有利に働くようにした。台湾産米穀の日本への移出を管理するため、同年の法律第35条に「台湾米穀移出管理特別会計法」を制定し、米穀の購入業務に法的な根拠を持つようになった。

日中戦争の長期化、徴兵による農業労働者の減少、天候などの影響で米の産出量が減産傾向を呈していた。それに、植民地政府が制定した米穀購入価格は市場価格から乖離していたため、民間農民の一部には米を隠して政府に

表4 植民地時代末期の農政年表一覧表

年	主 な 出 来 事
1938年(昭和13年)	米の産出量が140万トン・玄米に達し、植民地時代の最高値。
1939年(昭和14年)	5月に「台湾米穀移出管理令」を公布。 7月に「米穀局」が設立、殖産局米穀課から昇格。 10月に「米穀配給統制規則」を公布。
1940年(昭和15年)	2期目稲作の不作、年産出量が112.8万トンに減少。
1941年(昭和16年)	12月8日に太平洋戦争が爆発。 12月に「台湾米穀等応急措置令」を公布。
1942年(昭和17年)	6月に「食糧管理法台湾施行令」を公布。 11月に官制を修正。米穀局を「食糧局」に拡大。
1943年(昭和18年)	12月に「台湾米穀等応急措置令」を公布。業務の必要と戦時の行政簡素化に合わせて、食糧局を「食糧部」に改称。それを新設の農商局の下に所属。 12月に「台湾食糧管理令」を公布し、「台湾米穀輸出管理令」を廃止。
1944年(昭和19年)	米の産出量が106.8万トンに減少。
1945年(昭和20年)	米の産出量が63.8万トンに減少。 8月15日に日本が降伏。10月25日に中華民国政府が台湾、澎湖を接取。

販売したくなり、台湾総督府は大量の食糧をコントロールすることが出来なくなった。ついに、台湾の大都市にも食糧不足の現象が発生し、米価の上昇を誘発した。やむをえず、政府当局は日本への輸出予定の米の一部を島内の民用に当てるようになった。

1939年10月に台湾総督府は「米穀配給統制規則」を公布し、1940年第1期作から食糧の「総購入・総配給」の全面統制措置を強化するようになった。その統制規則によって、生産、所蔵、加工、輸送、分配から販売などの段階まで厳しい統制を行った。すなわち、農民から産出した食糧は規定された数量の自家食用と田植え用種子以外は、政府から指定された食米加工業者に販売することが決められた。その業者とは、各地の農会(農協に相当)、民営倉庫業者、販売組合または食米加工業者で、総督府から規定された価格で強制的に農家から購入させた。強制的に購入した米穀は政府から指定された配給業者に渡るようになった。その配給業者は政府指定各地の米穀販売業者、組合または民間の精米業者に、総督府から規定された価格で世帯数定量で食用として販売される。その残りの余剰分は、日本に輸出され、日本本土の配給系統に販売された。

1941年12月8日の真珠湾奇襲により、太平洋戦争が発生した。それ以降、台湾の食糧統制もさらに厳しくなり、多方面に拡大されるようになった。農地管理、地価、小作料、賃金、水利などの統制管理が強化されるようになった。政府の命令によって、作物の作付種類と作付面積に制限を加えるようになった。戦争の必要に応じて1941年12月に「台湾米穀等応急措置令」を公布、政府は米穀と「米穀以外の食糧、農産物およびその加工品」を購入、配給、販売することができると規定し、政府の統制管理を受けるようになった。

日本は太平洋戦争の勃発から2ヶ月以後の1942年2月20日に、法律第40号を公布し、食糧管理法57条、食糧管理法施行令(施行細則)43条を発動した。この管理法は過去に定めた食糧管理法規に管理の強化と管理範囲の拡大を行った。この管理法の施行と同時に過去に公布された「米穀統制法」、「農産物検査法」、「米穀配給統制法」など8種類の関連法令を廃止することになった。その主な要点は下記のようなものである。

①主要な食糧とは米穀、大麦、裸麦、小麦(以下、米麦)およびその他に

定めた食糧を指す。

②米麦の生産者、(小作料を徴収する)地主は、生産または徴収した米麦を政府の命令・規定にしたがい政府に販売すること。

③米麦の輸出・移出または輸入・移入は別途に規定があり、政府の許可がない限り行うことができない。米麦以外の主要食糧について、政府が必要と認めたときは、規定された期間にその輸出入・移出入の禁止または制限することができる。

この食糧管理法の実施範囲は日本本土に限られて、台湾は含まれていない。しかし事実上、台湾もそれに合わせて実施されるようになった。日本政府は1942年6月26日に勅令第599号発行の「食糧管理法台湾施行令」で、本法規の関連条文は台湾でも施行されるようになった。また、食糧管理法の規定の主管長官は日本では農林大臣、台湾では台湾総督が指定される。

台湾総督府は食糧管理法をまとめ、1943年12月に「台湾食糧管理令」69条を公布し、台湾の食糧の確保と経済の安定を図り、食糧の需給バランスと価格調整を行い、食糧の購入と配給に統制管理を実施した。

台湾の食糧が台湾総督府の全面的な統制を行った後、食糧のコントロールに一定の成果を収めた。しかし、一般物質は価格が上昇しているが、食糧価格は政府のコントロールがあり価格が低く抑制されていたため、アンバランスが発生した。しかも、政府は農民の米の収穫量を過大評価したため、農民により多くの農作物を販売するように迫った。その不満により、農作業に対する意欲低下を招いた。それに、太平洋戦争の発生後、食糧生産に必要な化学肥料の供給不足、戦争に必要な人員調達(軍夫、志願兵)による農業労働者の減少、農地水利などの修復不足などの要因によって、米の作付面積と米の産出量が次第に減少するようになった。

1945年の終戦時の台湾の米の作付面積は50万ヘクタールまで減少し、米の産出量(玄米換算)は63万8千トンまで減少し、過去の半分以下になっていた(表5)。それに、戦時の配給制度で基準量を低く抑えたため、人民の必要に満たしていない(表6)。その結果、闇市売買が発生し、栄養不良など悪い現象が発生していた。日本への輸出米の数量も戦争の悪化で、海上輸送が難しくなり、植民地時代の最終年(1945年)の米の輸出量は僅か1万9千トン

表5 植民地末期の米の産出量と輸出 (1939~1945年)

年・年度	作付面積 (1000㌧)	産出量 (玄米・1000トン)	輸出量 (玄米・1000トン)	
			合計	内訳：日本
1939	626.1	1307.4	586.6	545.4
1940	638.6	1128.8	422.4	404.1
1941	646.9	1199.0	284.8	278.4
1942	616.5	1171.2	275.4	270.8
1943	610.1	1125.8	263.0	258.5
1944	600.7	1068.1	168.8	165.6
1945	502.0	638.8	19.4	19.2
1939~45年 増分	-124.1	-668.6	-567.4	-526.2
増加率	-19.8%	-51.1%	-96.7%	-96.5%

(注) 表1に同じ。輸出のうち日本への輸出以外は、朝鮮と中国大陸である。

(出所) 表1に同じ。

表6 植民地時代末期の1人1日当たりの食米配給量の基準

単位：7分白米・グラム

年齢	米作農民	一般の消費者			
		普通の人	重労働者	軽労働者	妊婦
1~4歳	130	130	130	130	—
5~9歳	230	230	230	230	—
10~13歳	340	340	340	340	—
14~25歳	520	390	520	390	390
26~65歳		330			
66歳以上	260	260	260	260	—

(注) 食米定量配給制度は1940年から実施。本表は1942年8月修正の基準。

幼児(4~4歳)、児童(5~9歳)、成長期(10~13歳)、発育期(14~25歳)、活動期(26~65歳)、老人(66歳以上)に分けられる。年齢は数え年。

配給米は7分白米、すなわち、玄米100キロから94キロの「7分白米」を取る基準で計算。この制限は1939年に日本政府が国家総動員法規で規定された「米穀搗精(碾白)等制限令」によるものである。

(出所) 台湾総督府編『台湾食糧関係例規』64ページ、「島内消費米消費量改正通牒：米穀局局長發文」

までに減少した。

この時期の食糧管理が次第に厳しくなり、公布された法令が多くなった。

表4は植民地時代末期の農政年表一覧表を示している。

V. 米糖相剋の分析

蓬莱米の登場と普及後に、米糖相剋が発生した。このことは当時の台湾の農業界から重視され、台湾の農業政策にも大きな影響を及んだ。「米糖相剋」はその後も台湾の農業問題として戦後も継続していた。その因果関係について考察することにする。

植民地初期台湾のサトウキビの作付面積は3万ヘクタールであった。1908年から急速に増加し、1917年には14万6千ヘクタールに、それ以後は上下の変化があり、1939～44年に15万ヘクタール台に達した。サトウキビの作付面積は13万～15万ヘクタールで、当時の耕地面積の約15%であった。しかし、サトウキビは7月から12月に栽培され、翌年の12月から次の年の5月の間に収穫され、栽培期間は1年半に達する。したがって、3年に2期作（連作）を計画する場合には、作付面積は収穫面積の2倍の農地が必要になり、つまり、13万ヘクタールの収穫面積には26万ヘクタールの作付面積が必要になる計算になる。3年間の輪作（嘉南大圳地域の約15万ヘクタールの収穫面積はこの様式を採用）の場合、作付面積は3倍の39万ヘクタールになる。1938年の米の作付面積は62万5千ヘクタール余で、第1期作は約28万2千ヘクタールで、第2期作は約34万3千ヘクタールである。稲作の栽培期間は6ヶ月未満であり、サトウキビの栽培期間の長さは明らかに稲作よりも不利であることが分かる。

台湾の稲作は北から南下し、サトウキビの栽培は南部から北上して、中部地域で勢力の争いが発生する。昔からはサトウキビ栽培は濁水溪の南に集中され、すなわち雲林、嘉南、高屏地域が中心であった。しかし、開拓の結果、濁水溪を越えて北上し、稲作作付地域に入り込むと「米糖相剋」問題が発生する。

表7は州庁別サトウキビ作付面積の推移である。台北州は現在の台北市・県、宜蘭県、基隆市を含む。そして、新竹州は現在の桃園県、新竹県、苗栗県を含む。台中州は台中県・市、彰化県、南投県を含む。台南州は台南県・市、雲林県、嘉義県を含む。高雄州は高雄県・市、屏東県を含む。台東庁と花蓮港庁はそれぞれ現在の台東県と花蓮県である（図1）。同表7は

表7 州庁別サトウキビの収穫面積の変化

州庁別	サトウキビの収穫面積 (㌂)			
	1907～08年期	1917～18年期	1927～28年期	1936～37年期
台北州	794	4,064	2,772	2,849
新竹州	4,808	13,567	6,678	5,095
台中州	2,832	31,487	26,055	24,787
台南州	16,669	73,119	47,244	59,316
高雄州	3,594	18,417	18,245	21,304
台東庁	11	1,640	839	1,517
花蓮港庁	103	3,718	3,227	5,885
全島	28,811	146,012	105,060	120,808
州庁別	収穫面積の増減分 (㌂)			
	(1907/08)～ (1917/18)	(1917/18)～ (1927/28)	(1927/28)～ (1936/37)	(1907/08)～ (1936/37)
台北州	3,270	-1,292	77	2,055
新竹州	8,759	-6,889	-1,583	287
台中州	28,655	-5,432	-1,268	21,955
台南州	56,450	-25,875	12,072	42,647
高雄州	14,823	-172	3,059	17,710
台東庁	1,629	-801	733	1,561
花蓮港庁	3,615	-491	2,658	5,782
全島	117,201	-40,952	15,748	91,997

(出所) 川野重任『台湾米穀経済論』有斐閣, 1941年, 151ページ、第76表。もとの表に誤りがあり、修正済み。単位を「甲」から「ヘクタール」に換算。換算計算式は1甲=0.96992ヘクタール。

1907～37年の期間に4つの時期に分けて、「米糖相剋」の変化過程を考察する。

(1) 1907～1908年期：

植民地時代初期のサトウキビの収穫面積は僅か2万8千ヘクタールで、多くは台南州の南の地区に集中(約70.7%)していた。

(2) 1917～1918年期：

第一次世界大戦により甜菜糖の減産、国際砂糖価格の上昇が見られた。10年後は世界大戦の勃発によって甜菜糖の減産を招き、国際砂糖価格が急激に上昇し、台湾産砂糖が国際市場に進出するようになった。その時、サトウキビの栽培は大変有利である。それを反映して、1917～18年期のサトウキビの収穫面積は14万6千ヘクタールに達し、10年前(1907～08年期)に比べ11万

7千ヘクタールも増えた(約4倍強の増加)。そのうち、34.7%である4千ヘクタールは台中州、新竹州、台北州の3つの地区が含まれていて、花蓮港庁、台東庁を含むと総増加面積の39.2%に達する。サトウキビの作付面積の増加は同時に、同じ地域の他の作物の作付面積を排除することになる。最も影響されやすいのが稲作栽培である。

前に述べたとおり、サトウキビの1ヘクタールの収穫面積当たりには2〜3ヘクタールの作付面積が必要となる。耕地面積が相対的に増えない状況において、サトウキビの作付面積の増加は、同一地区の他の農作物の栽培を排除することを意味する。

大きく影響を受けたのは米の作付面積であり、1907年頃から水田栽培に適するサトウキビの新品種が推進されたあと、サトウキビの作付面積は次第に畑栽培から水田栽培に侵出するようになった。他方、台湾南部・台南州、高雄州の2つの州のサトウキビ栽培推進が限界に達したあと、南部から北上するようになった。サトウキビの畑栽培から水田栽培への拡大と北上への拡大によって、「米糖相剋」は熾烈な戦いに展開した。

(3) 1927〜1928年期：

1927〜28年の作付期に世界金融・経済大恐慌が発生し、世界規模の不況により国際砂糖価格は暴落した。サトウキビの作付面積が大幅に減少し、この作付期は10年前に比べサトウキビの収穫面積は4万ヘクタールも減った。そのうち、中部、北部の収穫面積は1万3千ヘクタールの減少になり、33.2%を占めていた。中部、北部からの減少分が少ないのは、中部・北部に製糖企業が設けられたことによると考えられる。

(4) 1936〜1937年期：

1936〜37年の作付期に、日本本土の米の不作により、米価の大幅な引き上げ、日中戦争の勃発などによって、戦時体制に入り、食糧の増産が至急課題になった。砂糖の増産も重要であり、サトウキビの収穫面積に増加が見られる状況に、米の作付面積が最高値(1936年)に達した(表3)。表7は前に述べた米糖相剋によるサトウキビの収穫面積の変化を示したものである¹⁴⁾。

台湾の製糖業は植民地政府の手厚い保護によって育成された産業であり、殖産政策を代表する産業でもあった。植民地政府は製糖業に手厚い保護と奨

表8 政府が台湾糖業に与えた補助金 (1900～1935年)

補助項目	補助金・数量 (円)	補助の年度	計(年)
製糖会社・製糖所の補助	368,172	1902～08年	7
製糖機械購入の補助	551,155	1900～09年	10
旧式製糖工場除去の補助	202,909	1908～10年	3
原料糖の補助	3,111,934	1910～11年	2
原料消費の補助	1,351,983	1910年	1
氷砂糖製造の補助	27,334	1914～15年, 1917～20年	6
種苗の補助	720,828	1907～13年	7
中間苗場の補助	532,686	1917～21年	5
肥料の補助	4,120,286	1902～16年	15
灌漑・排水の補助	1,861,906	1902～04年, 1907～30年	26
開墾の補助	15,534	1902～07年	6
農具の補助	27,795	1908年, 1910～14年, 1916年	7
模範サトウキビ園の補助	1,856	1911～14年	4
サトウキビ品評会の補助	14,300	1908年, 1910年, 1913年, 1915年	4
合計	12,908,693		
	(本)		
サトウキビ苗実物補助A	72,888,419	1900～13年	14
サトウキビ苗実物補助B	501,848,480	1922～35年	14

(注) 表のデータは1935年までの資料。「サトウキビ苗実物補助A」は一般サトウキビ園、「サトウキビ苗実物補助B」は中間サトウキビ園を指す。

(出所) 台湾総督府殖産局編『台湾の糖業』1939年版。川野重任『台湾米穀経済論』有斐閣, 160ページからの引用。

励は1902年(明治35年)に公布した「糖業奨励規則」に基づいたものであり、製糖資本(日本企業)に経済的援助を与え、サトウキビの新品種優良苗を無償で提供した。1900～35年にかけて、当局は製糖とサトウキビの栽培に与えた総援助額は1,290万円以上(1900～35年当時の貨幣)に達する(表8)¹⁵⁾。そして、奨励のための諸施設費を加えると、経済的援助は2,900万円を超えることになる。

VI. 農政機構の沿革

続いて、植民地時代の農政機構の変化を考察する。それは、米穀やサトウキビの殖産政策、それに、戦時体制に入った後の統制タイプの農業政策の変

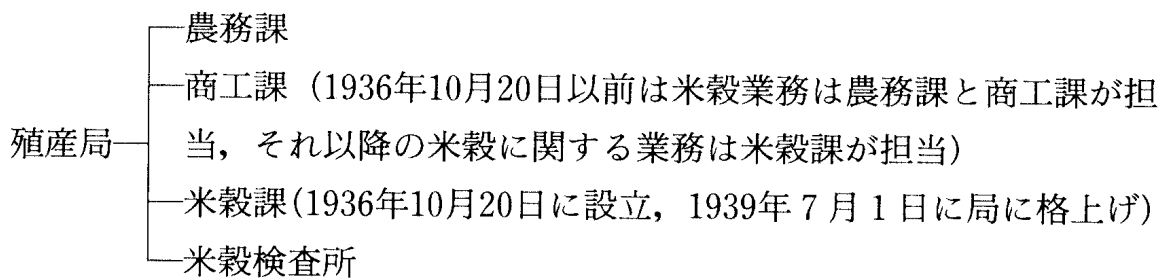
化を反映していることが考えられる。

台湾総督府を設けて、1895年6月17日から総督の管轄業務が始まった。総督は天皇から任命され、内務大臣の監督のもとで各種の政務統治を行い、必要に応じて管轄内の陸海軍司令官から兵力を調達することができる。総督は陸軍武官出身の場合、台湾軍司令官を兼ねることができる。総督府には総務長官1名、局長、部長若干名の組織編制になった。植民地時代初期の総督府の編制は、民生局の1つの局だけであり、その下には内務、学務、外事殖産、財務、司法、通信の7つの部が設けられていた。その後の50年間に20回の組織変動があり、安定した編制は1926年10月11日に行った改組であった。総督府には総督官房、内務、文教、殖産、財務、警務などの5つの局が設けられ、それ以降の変動は農政との関係を持つようになった。

以下は植民地時代の農政機構の機構内部の担当業務を考察する。

1) 殖産局の時期：

1936年10月以前の米穀に関する業務は殖産局農務課と商工課が担当していた。同年の10月20日以降、殖産局内に新たに「米穀課」を設けて、米穀に関する業務を行うようになった。

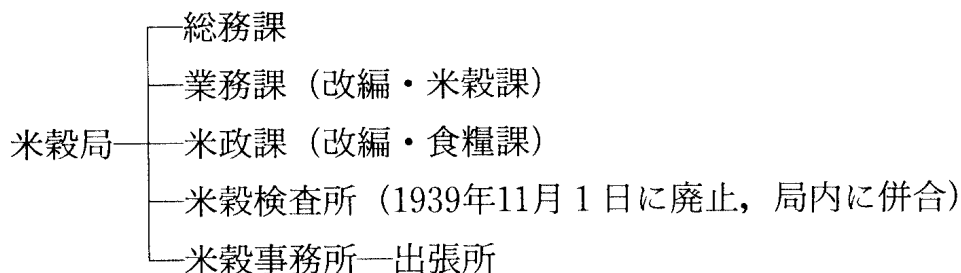


この時期の1939年7月7日に日中戦争が勃発する。

2) 米穀局の時期：(1939年7月1日に設立, 1942年3月23日に内部改組)

1939年5月に「台湾米穀移出管理令」が公布されてから米穀の業務が増え、ついに、同年の7月1日に殖産局の管轄である米穀課と米穀検査所が合併され、米穀局が設立された。この米穀局は殖産局と同格であり、米穀局の下に総務、業務、米政の3つの課、米穀検査所、各地方の米穀事務所とその出張所が設けられた。1939年11月1日に米穀検査所が廃止され、局内の関連する

課に合併された。

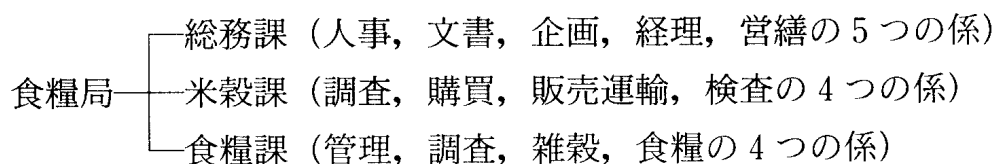


この時期の1939年5月に「台湾米穀移出管理令」、10月に「米穀配給統制規則」が公布された。1941年12月8日に太平洋戦争が爆発したため、農政の業務の負担が重くなり、農政機構の編制が再び拡大した。

3) 食糧局の時期：(1942年11月1日に米穀局から改組)

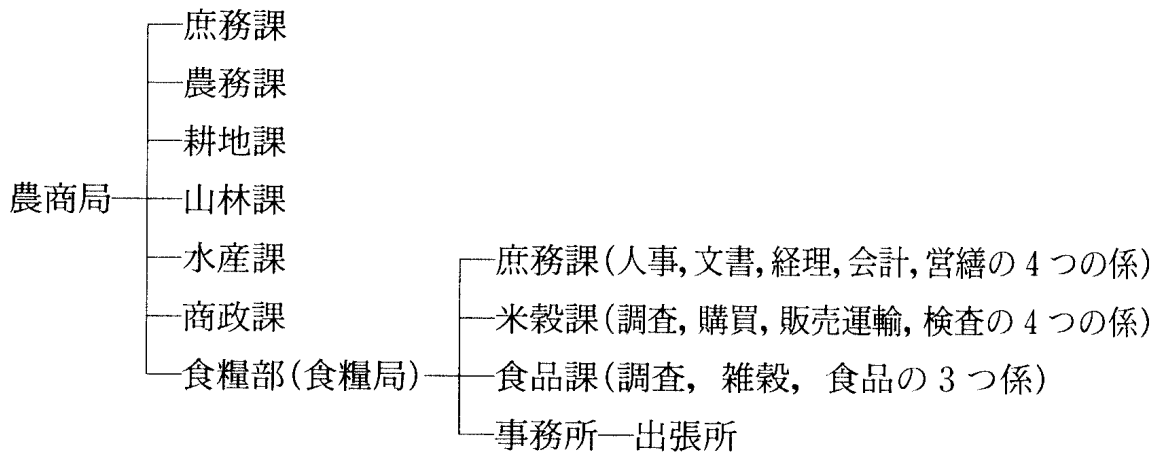
1942年2月に日本本土に「食糧管理法」、同年6月に「食糧管理法台湾施行令」が公布され、全面的な食糧管理が実施されるようになった。

1942年3月23日に米穀局内の業務課が米穀課に、米政課が食糧課に編成した。そのとき、政府管理する食糧は米穀だけでなく、他の雑穀と農産物まで担当するようになった。台湾総督府は農政業務の拡大の必要に応じて、同年の11月に「総督府官制」（組織法）に修正を加え、前に昇格した米穀局を「食糧局」に改称し、局内には依然としては総務課、米穀課、食糧課の3つの課を設立した。



4) 農商局食糧部の時期：(1943年12月1日に食糧局から食糧部に改組)

1943年12月1日に業務の多様化と戦時の行政にあわせて簡素化に応じて、食糧局を食糧部に改組した。ただし、戦時の行政の簡素化を図るため、同時に殖産局から改組した農商局に併合し、それに所属する独立部署になった。



続いて、各地の食糧事務所とその出張所を考察することによってその変化を見ることができる。

5) 食糧部(米穀局, 食糧局の時期を含む)の各地の事務所と出張所の変遷:

- (1) 台北食糧事務所—
 ┌ 宜蘭出張所
 └ 基隆出張所

1939年8月の設置時(以下の事務所も同じ)は基隆事務所で、下には台北と宜蘭の2つの出張所を管轄、1941年9月に上記の編制に変更するようになった。

- (2) 新竹食糧事務所—
 ┌ 桃園出張所
 └ 苗栗出張所

1943年3月末以前には中歴出張所が設けられたが、桃園出張所に合併された。

- (3) 台中食糧事務所—
 ┌ 清水出張所
 └ 員林出張所

1943年3月末以前には彰化出張所が設けられたが、員林出張所に合併された。

- (4) 嘉義食糧事務所—
 ┌ 斗六出張所
 └ 台南出張所

1943年3月末以前に新営出張所が設けられたが、台南出張所に合併された。

(5) 高雄食糧事務所—
 ┌—屏東出張所
 └—東港出張所

(6) 花蓮食糧事務所——玉里出張所

1942年3月末以前に台東出張所を設けたが、後に台東食糧事務所に独立した。

(7) 台東食糧事務所

1942年4月1日に設置したものである。

(8) 東京食糧事務所—
 ┌—大阪出張所
 └—門司出張所

1941年2月に東京事務所と大阪、門司事務所を設置した。大阪事務所の下に名古屋出張所を設けたが、1943年4月に名古屋出張所が撤退された。そして、大阪と門司事務所が撤退され、東京事務所の下の2つの出張所になった。

おわりに

本論は植民地時代の農業政策を考察してきたが、植民地時代の初期は治安整頓に翻弄されてきた。

第4代総督・児玉源太郎と民政長官・後藤新平コンビの誕生によって、積極的に台湾を経営してきた。後藤の持論である「生物学の原理」統治方針は、現地慣習の重視路線で、旧慣調査事業の実施、治安の確立、阿片漸禁政策の実施、土地調査事業の実施、交通網の整備、衛生制度の普及、農事試験所の設立などを行った。そして、新渡戸稲造を招き、殖産局長に任命し、殖産政策として糖業を手厚く育成した。

「蓬莱米」の新品種米の開発、サトウキビの新品種開発によって、「米糖相剋」の問題を招いた。そして、蓬莱米の輸出拡大によって、日本本土での台湾米・日本米の相剋が発生した。その後、日中戦争（1937年）と太平洋戦争（1941年）の勃発で、戦時食糧統制体制に入るようになり、それが終戦を迎えるまで続いていた。

(注釈)

- 1) 斎藤一夫編『台湾の農業(上)』アジア経済研究所, 1972年, 第1章に詳しい。そのほかに, 台湾銀行経済研究室編『日拠時代台湾経済之特徴』, 台湾銀行叢刊第54種, 1957年; 同研究室編『日拠時代台湾経済史』第1~2冊, 台湾研究叢刊第59種, 1958年; 矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』岩波書店, 1988年(復刻版); 涂照彦『日本帝国主義下の台湾』東京大学出版会, 1975年; Barclay, George W., *Colonial Development and Population in Taiwan*, Princeton University Press, Princeton New Jersey 1954を参照されたい。
- 2) 川野重任『台湾米穀経済論』有斐閣, 1941年, 第1章第2節を参照されたい。ただし, 川野教授の時期別分類は第1期「前史」, 第2期「在来米改良時代」, 第3期「蓬萊米時代」, 第4期「米穀移出管理政策の登場」になっている。斎藤一夫氏の時期別分類は, 第1期「明治時代(1895~1911年)」, 第2期「大正時代(1912~25年)」, 第3期「昭和時代前期(1939~45年)」, 第4期「昭和時代後期(1939~45年)」である。斎藤一夫 前掲書 23ページ。なお, 本論は『台湾米穀経済論』の成果に負うものが多い。
- 3) 許世楷『日本統治下の台湾』東京大学出版会, 1972年; 黄昭堂『台湾民主国の研究』東京大学出版会, 1970年。
- 4) この臨時台湾旧慣調査会の成果としては、『臨時台湾旧慣調査会第一部調査第一回報告』(全3冊), 1903年; 『臨時台湾旧慣調査会第一部調査第二回報告』(全4冊), 1906~1907年; 『臨時台湾旧慣調査会第二部調査経済資料調査報告』(全2冊), 1905年; 『台湾私法』(全13冊) 1910年; 『清国行政法』(全7冊) 1910~1914年などがあげられる。なお, 前者の旧慣調査会資料は久保文克(社会法人 糖業協会蔵)『植民地期台湾産業・経済関係史料』(マイクロ版集成/全2部)丸善に収録された。
- 5) 北岡伸一『後藤新平』中央公論新社, 1988年, 第1章。
- 6) 持地六三郎『台湾植民政策』1912年; 磯永吉「台湾産米改良事業史概説」(大日本米穀協会編『第25周年記念論文集』1931年, 356ページ); 川野重任 前掲書 1941年, 7~8ページからの引用。
- 7) 後藤新平(中村哲解題)『日本植民地政策一斑・日本膨張論』日本評論社, 1944年。
- 8) 『台湾省51年来統計提要』台湾省行政長官公署統計室。
- 9) 台湾総督府当局は時間をかけて阿片を禁止する「漸禁論」を考えた。後藤新平の提案とは, ①阿片は政府の専売。各地に特許薬舗を置き, 薬用阿片のみが販売された。②医師の診察により阿片中毒者に通帳を与え, 通帳保持者のみに阿片の購入が認められた。③阿片に高い税金をかけ, その収入を台湾の衛生状態の改善に使用された。北岡伸一 前掲書 45~46ページ; 劉明修『台湾統治と阿片問題』山川出版社, 1983年。
- 10) 森田明「旧台湾における水利組織の植民地的再編政策」(『福岡大学研究所所報』第22号, 1974年11月; 森田明「旧台湾における水利組織の植民地的再編過程」(福岡大学

『人文論叢』第6巻第2・3号，1974年11月；森田明「台湾における水利組織の歴史的考察」（福岡大学『人文論叢』第4巻第3号，1972年12月；森田明「清代台湾中部の水利開発について」（『福岡大学研究所所報』第18号，1973年10月；森田明「清代台湾における水利組織の形成と発展」（『史学研究』第130号，1976年）。

- 11) 台湾総督府殖産局編『台湾の米』1926年，139ページ。
- 12) 川野重任 前掲書 1941年。
- 13) 小林道彦「後藤新平と植民地経営：日本植民地政策の形成と国内政治」（『史林』第8巻第5号，1985年9月）。
- 14) 川野重任 前掲書 1941年，表70。
- 15) 台湾総督府殖産局編『台湾の糖業』1939年。

※黄登忠，1921年生まれ。台湾省糧食局統計室主任・専門委員で退官（1987年）。氏は在職中に台湾初の「航空撮影」による米穀収穫量予測法を導入し，推計精度が大幅に向上したこと，そして，台湾農業統計計測の名人としても良く知られる。退官の後，経験が珍重され，農業委員会農業統計改進黨顧問（1987～94年），糧食局特約顧問（1994～97年）などを担当。主要著作は『台湾百年糧政資料彙編』（編著）台湾省政府糧食処，1997年，『四十年来之台湾糧政』1987年など多数。